

令和5年第8回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月16日(水) 午前9:00～

2. 開催場所 中央公民館ホール

3. 出席委員(11人)

会長	1番	宮永 誠
副会長	2番	森 清弘
	3番	福山 宣太
	4番	
	5番	義山 太志
	6番	藤島 正廣
	7番	平山 純一郎
	8番	
	9番	
	10番	實 穰二
	11番	政岡 廣子
	12番	柿山 あゆみ
	13番	中 佐奈枝
	14番	谷村 里香

推進委員(3名)

1番	
2番	幸山 真悟
3番	
4番	實村 秀樹
5番	
6番	重 翔太

4. 欠席委員 4番 田中 秀樹、8番 富本 太地、9番 樺山 哲博
欠席推進委員 1番 琉 将士、3番 常 隆造、5番 東 翼

5. 議事日程

第1 農地法第3条許可申請について(5件)

第2 現況証明願いについて(3件)

第3 農業経営基盤強化促進事業について（3件）

第4 農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について（6件）

6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁

主 事 酒勺 英樹

会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和5年第8回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。農繁期、お忙しいところにご出席ありがとうございます。定刻を過ぎていますが、今日はですね。欠席者。肉用牛の登録検査ということで欠席者がいると思いますが、ご了承ください。こういう台風の被害を被害が無い懸念していたところですが、風もそこまで強くなくですね。徳之島の方は被害がすくなかったなあと思います。

沖縄の方は甚大な被害が出ているということで。また、鹿児島の方もですね。自分の友達の農家とかもですね。屋根が飛んだとかいろいろ被害が出ているというふうに聞いております。徳之島はそこまでの被害はなく、ほっとしているところですが、サトウキビの塩害もちょっと出ているところもございますが、この雨でまた塩害の方も解消されるのではないかなあと思います。

このままですね。また、大きな台風が徳之島に当たらないことを祈って、また今年もですね。サトウキビの育成、そしてバレイショの植付け等、そして肉牛もですが、セリの延期等もございましてですね。いろいろ影響が出ておりますが、被害が無いということでほっとしているところでございます。

また、皆様方におかれましては暑い中の作業等ですね。ぜひ休憩等として、熱中症の予防対策をとってですね。作業にあたっていければと思います。それでは、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日は皆様方の慎重なる審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、終わりといたします。

お願いいたします。

事務局 宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員14名中11名の委員が出席

しており、定数に達しましたので総会は成立いたします。

また、推進委員6名中3名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議ございませんでしょうか。

【異議なし】

議長 はい、それでは、議事録署名委員は、2番委員と7番委員にお願いします。

なお本日の会議書記には事務局職員の豊島氏と酒勺氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 資料の説明の前に訂正の方をお願いします。

現況証明願いについてですが、受付番号8の方が、1箇所は場所の特定ができていたのですが、1箇所、場所の特定ができないということで取り下げの方になりました。受付番号の方を9号が8で、10号が9号に変更をお願いします。

それと基盤強化促進事業の方なんですけど、1件にまとめていたのですが、所有者が3名いらっしゃったのでこちらを3件追加で。お手元の資料で配ってあったのですが、そちらへ差し替えをお願いします。

それでは、説明に入りたいと思います。

今月の「農地法第3条許可申請」は、1議案5件です。

議案第1号について、受付番号52号から受付番号56号は所有権移転に関する件です。

受付番号55号については、譲受人は佐弁在住で、譲渡人は兵庫県在住です。申請農地は大字喜念と佐弁の畑で面積は3,355㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号54号については、譲受人は目手久在住で、譲渡人も目手久在住です。申請農地は大字目手久の畑で面積は18,467㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号52号については、譲受人は面縄在住で、譲渡人は宮城県在住で

す。申請農地は大字古里の畑で面積は 1555.69 m²となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号53号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人も伊仙在住です。

申請農地は大字伊仙の畑で面積は 1,271 m²となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号56号については、譲受人は小島在住で、譲渡人は兵庫県在住です。申請農地は大字小島の畑で面積は 469 m²となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

受付番号52号から56号は、別添の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、受付番号55号の説明を担当委員が私ですので、現地調査の結果並びに補足説明を行います。

1番 それでは、農地法第3条許可申請55号について、ご説明いたします。
先日、11番委員と2番推進委員と共に調査の結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。
なお、現況といたしましては、3筆とも牧草が植えられている状況でございます。

11番 農地法3条許可申請55号につきましては、只今、1番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 これより受付番号55号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号55号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号55号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号54号の説明を私の方から行います。

1 番 農地法3条許可申請54号について、ご説明いたします。先日、5番委員、2番推進委員と共に調査の結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議をよろしく願います。

なお現況といたしましては、上の前様93とサキマ東474-2が牧草、下の4筆はキビ植え付けられていました。

以上です。

5 番 農地法3条許可申請54号につきましては、只今、1番委員のご説明のとおりです。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 これより受付番号54号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号54号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号54号は、原案のとおり決定しました。

次に受付番号52、53、担当委員が同一ですので一括して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2 番 農地法第3条許可申請52号、53号について、ご説明します。先日、6番委員、1番推進委員と共に調査をした結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をお願いします。

現状としましては、古里の上の方は、ちょっと石割れでほとんど畑にできる状態じゃないということで下の段の方は現況としてはバレイショ植付け準備をしている状況です。

伊仙の方に関しましては、半分はキビで半分はバレイショを植える予定とのことです。皆様方のご審議をよろしく願います。

6 番 52号、53号につきましては、只今、2番委員の方からご説明のとおりであります。審議よろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号52号、53号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号52、53号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、52、53号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号56号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 農地法第3条許可申請について、56号について、説明いたします。
先日、12番委員と5番推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様の審議よろしくをお願いします。
現況としましては、荒地になってます。家の下に木が生えてます。よろしくをお願いします。

12番 農地法第3条許可申請56号について、只今、10番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号56号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号56号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、56号は、原案のとおり決定しました。
これで日程第2議案第1号「農地法第3条許可申請について」を終了します。

次に日程第3議案第2号「現況証明願いについて」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の現況証明願いについては、1議案3件です。議案第2号について、受付番号7号から9号は、現在の地目から宅地への地目変更になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、受付番号8号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番 現況証明願いについて、8号について、説明いたします。先日、13番委員、14番委員、6番推進委員と共に調査した結果、何ら問題も無く申請書のとおりです。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

現況としましては、60年以上前から家が建っている状況で、ちょっと面積も大きいんですけど家の裏に木が生い茂っていた部分を伐採して更地になっている状況で宅地に変更してから一部は原野に戻すとのことでした。以上です。

13番 現況証明願い第8号について、3番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号8号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

6番 どっちがどっちか分かれてないんですよね。畑から原野へ。

3番 いや、畑から原野。

6番 宅地を変更してから、一部を原野に。

3番 そうです。税務課とか司法書士さんとかに相談したら、ちょっと1回、まとめてから宅地に変えたら、後でややこしいらしくて。

議長 分筆するということですよ。

事務局 補足説明なんです、申請人がこちら〇〇さんとなっているんですが、現在の所有者が違う方で家が建っている状況で既に売買はされている状況なんです、畑のままで3条申請をしてしまうとその家、現在、住まわれているのでそれを壊して耕作をしないといけないということで3条申請を受け付けられませんという説明を農業委員会の方でしています。

それで、じゃどうやったら良いか。ということで現況証明願いを出して、一旦、宅地に変更した後、所有者の変更をしてから、また新たに新しい家を建てるのか作り直すのかどうなのか。その後は、決まり次第、地目変更を上げるという形になるみたいです。

6 番 今みたいな説明をね。先にしておかないと。はいはいOKばかりしたって。今みたいな説明をして、出した方が良くないかと。これは意見です。

議長 ありがとうございます。他にございませんか。よろしいですか。無いですね。それでは、採決いたします。受付番号8号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号8号は、申請書のとおり決定しました。次に受付番号7号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7 番 現況証明願い7号について、ご説明いたします。先日、10番委員、5番推進委員と共に調査した結果、申請書のとおりでありました。

なお、現況としましては、敷地内は母屋が1件あり、トタン葺き一部コンクリートの倉庫があり、10年前から空き家だそうです。築年数は、4、50年になるそうです。以上であります。

10番 只今、7番委員の説明のとおりでございます。皆様の審議よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、これより質疑を行います、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号7号は、申請書のとおり決定いたしました。次に受付番号9号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 現況証明願いについて、説明いたします。9号について、説明いたします。先日、12番委員と5番推進委員と共に調査した結果、何ら問題無いと思いますので審議よろしくをお願いします。コンクリートの家が建っていきまして、その前は荒地になっています。コンクリートの家が建っています。よろしくをお願いします。

12番 只今、10番委員の説明のとおりです。皆様方のご審議よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより受付番号9号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号9号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号9号については、申請書のとおり決定いたしました。

これで日程第3議案第2号「現況証明願いについて」を終了します。

次に日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進事業について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の「農業経営基盤強化促進事業について」は、1議案3件です。議案第3号について、受付番号18号から20号については、お手元の資料のとおりで、

使用貸借になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号18、19、20号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5 番 18号、別紙の19号、20号、農業経営基盤強化促進事業を説明いたします。
調査委員は、8番委員ですが、今日、事情によりお休みということですので私が説明いたします。

先日、8番委員、2番推進委員と共に調査した結果、何の問題も無いと思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。現況といたしまして、ソルゴーを植えてあって、今度、バレイショを植える予定とのことでした。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号18、19、20号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

6 番 継続。

事務局 新規。

6 番 みんなバレイショ。

5 番 バレイショ。

議 長 よろしいですか。他にご意見等ございませんか。

よろしいですね。それでは、受付番号18、19、20号について採決いたしますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号18号、19号、20号については、原案のとおり決定いたしました。

これで日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進事業について」を終了します。

次に日程第5議案第4号「農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成につ

いて」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　　今月の「農用地利用計画の変更申請について」は、1議案6件です。議案第4号について、受付番号13号から18号については、全て簡易牛舎建設になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　それでは、受付番号13号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6　番　　13号について、説明いたします。先般ですね。担当委員とですね。調査しました。

現況はですね。牛が3頭くらい飼育ができる牛舎が建っております。それでここは土地改良地みたいですが、この調査をした覚えは無いですけど、今、現況の牛舎ですね。どうなっているのか。わたしはちょっと。その後の件については、測量して、一枚畑だったのを測量したみたいです。測量して、杭をしてあるみたいです。牧草が今、生えてあります。

あの牛舎は新しいんだけど。

事務局　　そうですね。今、既に建っている牛舎は、ここ最近、建ったみたいで。そこを指導しに行った際にまだ増築予定だということで。じゃ分筆して、転用申請が必要ではない面積だったので。

新たに建てる分に関しては、両方合わせると転用申請が必要になる面積になるので、分筆をして転用申請まであげてくださいと指導をして、今回、申請があがった形です。

6　番　　今、建ってるのを加えて転用されると。

事務局　　はい。

2　番　　只今、6番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議をよろしく願います。

議　長　　はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号13号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号13号は許可相当ということで意見書を送付したいと思います。

次に受付番号14号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7 番 9番委員、欠席のため私が説明いたします。農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について、14号について、説明いたします。

先日、9番委員、4番推進委員と共に調査した結果、申請書のとおり何ら問題無いと思いますのでよろしくをお願いいたします。なお、現状としましては、既に既存の牛舎があり、隣りにまた牛舎を建築する予定だそうです。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号14号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 ご異議ございませんので、受付番号14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号14号は許可相当ということで意見書を送付したいと思います。

次に受付番号15号、16号、17号、18号を一括して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 農地利用変更申請、15号、16号、17号、18号、一括して、説明いたします。先日、12番委員と6番推進委員と共に調査した結果、何ら問題無いと思いますので皆様の審議よろしくをお願いします。

15号は今、建っている牛小屋の横に建てるちゅうことです。16号は畑総に

建てるいうてるそうです。17号は後ろ側に建てるそうです。18号は牛小屋の手前に建てるそうです。皆様の審議よろしくをお願いします。

12番 只今、10番委員の説明のとおりです。皆様方のご審議よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号15号、16、17、18号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号15、16、17、18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号15、16、17、18号は許可相当ということで意見書を送付いたしたいと思います。

これで日程第5議案第4号「農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について」を終了いたします。

議案は終了いたしました。その他に入りますが、何かございませんか。

よろしいですか。それでは、これで第8回総会を終了いたします。

どうもありがとうございました。